

松江市若者支援対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 松江市若者支援対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松江市補助金等交付規則（以下「規則」という。）並びに松江市若者支援対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領で必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、要綱に掲げた居場所事業を単独で又は他の任意事業と組み合わせたものとする。

(補助対象外事業)

第3条 補助対象経費の合計が500,000円に満たないものは、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 要綱別表1に掲げる各補助対象経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いるものとし、当該単価から乖離した単価を用いた経費については、その全部又は一部を補助の対象としない。

2 備品購入費は500,000円未満、かつ、交付する補助額の2分の1以下とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の支出額から補助事業に係る収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、要綱別表2に定める基本補助額900,000円と加算補助額を算出して得た額の合計額を上限とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の条件等)

第6条 補助金は、次に掲げる事項を交付の条件とする。

- (1) 補助対象事業以外の事業を実施している場合は、会計を区分しなければならない。
- (2) 補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (3) 職員、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱第4条に規定する松江市若者支援対策事業計画書（様式1）等の書類（以下「計画書等」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の採択)

第8条 市長は、前条の計画書等の提出があったときは、松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室（以下「青少年支援室」という。）が設置する松江市若者支援対策事業補助事業者選考委員会に諮って、補助対象事業を採択するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条により採択された補助対象事業の申請者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）及び要綱第4条に規定する計画書等を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(支援対象者の秘密の保護等)

第10条 補助事業者等は、支援対象者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 補助事業者等が居場所等として利用する建物については、建築基準法に定める諸基準を満たしていること。また、建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとする。

(連携・協力依頼)

第11条 補助事業者等は、青少年支援室と連携をとりながら事業を実施すること。

2 補助事業者等は、青少年支援室がこの事業に関する調査や公表をする場合に資料の提供・作成を求めたときは、これに協力しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書（様式第5号）及び要綱第5条に規定する松江市若者支援対策事業実施状況書（様式第3号）等の書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(履行確認)

第13条 規則第13条に規定する書類の審査及び現地調査においては、次の点を確認するものとする。

- (1) 補助額の算定に必要な書類が整備されているか。
- (2) 書類の記載内容、計数等に誤りはないか。
- (3) 補助額の算定において対象外経費や対象経費に重複して他の補助金等の対象となっていないか。
- (4) 規則、要綱、決定に際しての付加条件や予算の定めにおいて適合しているか。
- (5) 法令などを遵守しているか。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。